

要介護認定申請ガイド（介護保険事業所向け）

要介護認定申請に関して、事業所からご質問をいただく事項を中心に取りまとめましたのでご活用ください。

申請日の取り扱い

要介護認定申請は、申請書を窓口へ提出した日が申請日となります。申請書を窓口へ提出した日とは別の日を申請日とする取り扱いはしていません。（申請書を郵送した場合は、申請書が配達され受領した日を申請日とします。）

ただし、申請時期が集中する次の2つのケースについては、窓口の混雑緩和と認定結果の早期通知を目的として、事業所が提出する申請書を申請日前にあらかじめ預かる取り扱いを行っています。

◆更新申請の前倒し預かり

[概要]

更新申請は、認定有効期間満了日の60日前から満了日までの間（61日間）に申請することができますが、ほとんどの申請は60日前とその直後に集中します。このため、認定有効期間満了日の前々月20日から申請書を預かり、60日前を申請日とする取り扱いを行っています。

[流れ]

認定有効期間満了日の80日前ごろ

介護保険課から各事業所に満了者一覧と申請書用紙を送付します。

認定有効期間満了日の前々月20日～61日前

船橋市役所3階の介護保険課窓口で申請書を預かります。

※船橋駅前総合窓口センター・出張所ではお預かりできません。

※20日が祝休日の場合は、翌営業日となります。

認定有効期間満了日の60日前

60日前を申請日として認定審査を進めます。

[注意点]

- ・認定有効期間満了日の60日前が閉庁日（土曜・休日・年末年始）の場合は、翌開庁日を申請日とします。
- ・送付した満了者一覧に載っていない被保険者についても、前倒しの取り扱いは可能です。

◆各月1日付変更申請・介護申請の前倒し預かり

[概要]

変更申請と介護申請の申請日を「各月1日付」としたい場合、申請書をあらかじめお預かりします。

[流れ]

1日付申請希望日の前月20日～各月末日

船橋市役所3階の介護保険課窓口で申請書を預かります。

※船橋駅前総合窓口センター・出張所ではお預かりできません。

※20日が祝休日の場合は、翌営業日となります。

各月 1 日

1 日を申請日として認定審査を進めます。

[注意点]

- ・申請書は、申請区分を明記し、更新申請の申請書と分けて窓口へ提出してください。
- ・各月 1 日が閉庁日（土曜・休日・年末年始）であっても、その日を申請日として取り扱います。この場合、申請書はそれ以前の開庁日に提出してください。
※[例] 1 月 1 日付としたい申請書は、1 2 月 2 8 日までに提出してください。1 月 4 日に提出した申請書は 1 月 4 日付となります。
- ・年 1 2 回のうち、7 月 1 日は 8 月 3 1 日の 6 1 日前、1 2 月 1 日は 1 月 3 1 日の 6 1 日前となります。認定有効期間満了日の 6 1 日前を申請日とする変更申請・介護申請は、却下されてもみなし更新にならないことに注意してください。
- ・各月 1 日以前（前月中）に変更申請・介護申請をすることができる場合（＝認定有効期間の初日を申請日とする場合以外）については、申請日を 1 日付にすることが、事業所の事務都合を優先して被保険者の不利益につながることをないよう留意してください。

要介護認定申請書を受け付ける窓口

◆船橋市役所 3 階介護保険課窓口

船橋市役所 3 階の介護保険課窓口では、平日午前 9 時から午後 5 時まで、すべての申請を受け付けます。

◆船橋駅前総合窓口センター

船橋駅前総合窓口センターの介護保険窓口では、事業所からの要介護認定申請書も受け付けています。平日午後 5 時以降の夜間や土曜・休日の受け付け分についても、船橋駅前総合窓口センターで申請書を提出した日が申請日となります（本庁の翌開庁日を申請日とする取り扱いではありません）。

なお、申請日以前に申請書を預かる取り扱い（「更新申請の前倒し預かり」「各月 1 日付変更申請・介護申請の前倒し預かり」）は行いません。また、資格者証はその場で作成して交付する扱いに限り、申請者宅への送付は行いません。

船橋駅前総合窓口センターは、日常生活に関係する業務を取り扱う市民向け窓口として設置されていますので、申請書件数が多い場合や窓口混雑時には、船橋市役所 3 階介護保険課窓口をご利用ください。

◆出張所

出張所は、各地域の市民向け窓口として設置されています。各事業所が最寄りの出張所に申請書を提出した場合、その申請件数に対応できる体制にありません。申し訳ありませんが、事業所が申請書を提出する際は、船橋市役所介護保険課窓口または船橋駅前総合窓口センターをご利用ください。

なお、連絡所では、要介護認定申請書は本人・家族も含めて受け付けていません。

窓口	本人・ 家族等	事業所	事業所 (前倒し)
船橋市役所 3 階 介護保険課窓口	○	○	○
船橋駅前総合窓口 センター	○	△	×
市内各出張所	○	×	×
市内各連絡所	×	×	×

その他よくある質問

◇小規模多機能・特定施設・グループホームの事業所が要介護認定申請書を提出する場合はどのように記入すればよいですか。

小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設入所者生活介護事業所・認知症対応型共同生活介護事業所など、介護保険法第27条第1項ただし書の規定による代行申請ができない事業所が、要介護認定申請の代行または代理を行う場合（平成11年9月17日全国介護保険担当課長会議資料参照）は、申請書用紙の「代行者」欄に事業所名を記入、その上の「提出者」欄に事業所名と住所を記入してください。

申請日以前に申請書を預かる取り扱い（「更新申請の前倒し預かり」「各月1日付変更申請・介護申請の前倒し預かり」）は、居宅介護支援事業所などと同様に受け付けします。

◇要介護認定申請の結果通知はどこに送られますか。

要介護認定申請の結果通知は、被保険者の住民票上の住所に本人宛で送付します。送付先の届け出をいただいている被保険者の方は、送付先宛となります。

独居の方が入院中で郵便物を誰も確認できないなど、個別対応が必要なやむを得ない状況がある時は、あらかじめ介護保険課認定審査係までご相談ください。

◇申請中に被保険者が資格を喪失した場合、申請はどのようになりますか。

要介護認定申請中に被保険者が資格を喪失（死亡・転出）しても、申請の取下げがされずに審査判定資料が整う場合は、審査判定を行います。認定は被保険者であった期間について遡って有効となりますが、既に被保険者ではないため被保険者証は発行せず、結果通知のみを送付します。喪失時点で審査判定資料が揃っていない時は、認定の可否や申請の取下げについて確認させていただくことがあります。

なお、更新申請で認定有効期間満了日前に資格を喪失した場合は、認定が有効となる期間がないため、審査判定は行いません。

◇要介護認定申請の進行状況などを照会できますか。

要介護認定申請の結果が通知されているかについては、まずご本人・ご家族に確認してください。結果通知が確認できない場合、進行状況や見通しについては介護保険課認定審査係までご照会ください。なお、結果通知の内容（介護度や期間）については、口頭でお知らせすることはできません。

◇生活保護受給者で介護保険被保険者資格がない方の申請はどうすればよいですか。

生活保護受給者のうち介護扶助10割となる方(40～64歳で医療保険に加入していないなど)は、介護保険の被保険者ではないため、担当は生活支援課となります。認定調査と審査判定については、介護保険と同様に介護保険課で行っています。

[参考]生活保護受給者の介護保険被保険者資格

年齢	生活保護受給者の医療保険被保険者資格	生活保護受給者の介護保険被保険者資格
65歳以上	(介護保険の被保険者資格に関係しない)	第1号被保険者(ただし、住所を有することが要件)
40～64歳	なし(生活保護受給により国保から脱退のため)	被保険者資格なし
	あり(国保ではない場合で、極めて稀)	第2号被保険者

◇要支援1～2の被保険者の介護度を変更する申請はどうすればよいですか。

法律上、要支援認定と要介護認定はそれぞれ別の認定として規定されています。変更申請とは、要支援認定と要介護認定のそれぞれの中にある区分(要支援認定は要支援1～2の2区分、要介護認定は要介護1～5の5区分)を変更することを申請するものです。したがって、要支援1～2の被保険者が区分変更申請をしても、それは「要支援1⇔要支援2」の相互間の変更を求めるものにしかありません。

このため、要支援1～2の被保険者の介護度を変更する申請は、要支援認定者による新規要介護認定申請とすることになります。船橋市では、通常の新規申請と区別するために、要支援認定者による新規要介護認定申請を「介護申請」と呼んでいます。

◇変更申請と介護申請が却下となるのはどのような場合ですか。

審査会で従前と同じ介護度に判定された場合や要支援者が変更申請した際に要介護認定された場合等に却下となります。介護度が重くなることを希望する変更申請(介護申請)であっても、審査会の判定が従前より軽い介護度となった場合、申請は却下にならず、申請者の希望とは反する従前より軽い介護度が申請日に遡って適用されますのでご注意ください。

◆問い合わせ

船橋市 介護保険課 認定審査係

電話 047-436-2302